

合同会社SHINKA  
定款

平成28年10月2日 作成

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、合同会社SHINKAと称する。  
英文ではSHINKA LCCと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
2. 児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業
3. 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
4. 介護保険法に基づく次の居宅サービス事業
  - (1) 訪問介護
  - (2) 訪問入浴介護
  - (3) 訪問看護
  - (4) 通所介護
  - (5) 短期入所生活介護
  - (6) 福祉用具貸与
  - (7) 特定福祉用具販売
5. 介護保険法に基づく次の介護予防サービス事業
  - (1) 介護予防訪問介護
  - (2) 介護予防訪問入浴介護
  - (3) 介護予防訪問看護
  - (4) 介護予防通所介護
  - (5) 介護予防短期入所生活介護
  - (6) 介護予防福祉用具貸与
  - (7) 特定介護予防福祉用具販売
6. 介護保険法に基づく次の地域密着型サービス事業
  - (1) 夜間対応型訪問介護
  - (2) 認知症対応型通所介護
  - (3) 小規模多機能型居宅介護
  - (4) 認知症対応型共同生活介護
7. 介護保険法に基づく次の地域密着型介護予防サービス事業
  - (1) 介護予防認知症対応型通所介護
  - (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護
  - (3) 介護予防認知症対応型共同生活介護
8. 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
9. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
10. 介護用品及び介護機器の販売並びにレンタル
11. 在宅配食サービス

12. 一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業
13. 保育園及び託児所の経営
14. 学童保育事業
15. 上記各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を沖縄県中頭郡西原町に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員及び出資

(社員の氏名又は名称及び住所、出資)

第5条 社員の氏名又は名称、住所、出資及び責任は次のとおりである。

1. 金300万円

沖縄県中頭郡西原町字与那城271番地の13  
有限責任社員 比嘉良

## 第3章 社員の責任

(社員の責任)

第6条 当社の社員は、その全部を有限責任社員とする。

(持分の譲渡)

第7条 業務執行社員は、他の社員全員の承諾を得なければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。

- 2 業務を執行しない社員は、業務執行社員全員の承諾があるときは、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。

(競業の禁止及び介入権)

第8条 業務執行社員は、他の社員全員の承諾を得なければ、自己若しくは第三者のために会社の事業の部類に属する取引をし、又は同種の事業を目的とする他の会社の業務執行社員あるいは取締役、執行役となることができない。

- 2 業務執行社員が前項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、その社員又は第三者が当該行為によって得た利益の額を会社に生じた損害の額と推定する。

## 第4章 業務の執行及び会社の代表

(業務執行)

第9条 当社の業務は、業務執行社員が執行するものとし、総社員の同意により、社員の中

からこれを選任する。

2 業務執行は業務執行社員の、全員の一致をもって決定する。

(業務を執行する社員)

第10条 当会社の業務執行社員は、次のとおりとする。

業務執行社員 比嘉良

(業務及び財産状況の報告)

第11条 業務執行社員は、他の社員の請求があるときは、いつでも会社の業務及び財産の状況を報告しなければならない。

(報酬)

第12条 業務執行社員の報酬は、社員の過半数をもって別途定める。

(代表社員)

第13条 当会社の代表社員は、業務執行社員の互選によって、これを定める。

2 当会社に置く業務執行社員が1名の場合には、その業務執行社員を代表社員とする。

## 第5章 社員の加入及び退社

(加入)

第14条 新たに社員を入社させるときは、総社員の同意によってその効力を生ずるものとする。

(退社)

第15条 各社員は、事業年度の終了の時において退社をすることができる。この場合においては、各社員は、6ヶ月前までに会社に退社の予告をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当会社の社員は、やむを得ない事由がある場合には、いつでも退社することができる。この場合、持分の払い戻しは、その出資の目的の種類にかかわらず、金銭によってこれをするものとする。

3 社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合における、その社員の持分は、当該社員の相続人その他の一般承継人が承継することとする。ただし、退社に伴う持分の払戻しはしない。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第16条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(利益の配当)

第17条 当会社は、損失を填補した後でなければ利益の配当をすることができないものとする。

(利益又は損失の配分)

第18条 当会社における各社員の利益の配分に関する事項は、代表社員がこれを定める。

2 当会社における各社員の損失の配分の割合は、その出資額によるものとする。ただし、負担する損失については出資の目的以外には及ばないものとする。

## 第7章 清 算

(残余財産の分配)

第19条 残余財産の配分の割合は、代表社員がこれを定める。

## 第8章 附 則

(定款の変更)

第20条 定款の変更は、業務執行社員全員の一致をもって決定する。

(最初の事業年度)

第21条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成29年9月30日までとする。

(定款に定めのない事項)

第22条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の関係法令に従う。

以上、合同会社SHINKAの設立のため、有限責任社員比嘉良の定款作成代理人である行政書士和田善行は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成28年10月2日

有限責任社員 比嘉良

上記有限責任社員1名の電子定款作成代理人

(事務所) 東京都豊島区池袋2-41-1 北村ビル3F

行政書士 和田善行 (登録番号 第79081477号)